

オランダ、ドイツ障害者就労視察団報告会⑩ 国会議員らでパネルディスカッション

◆就労継続支援A型事業所
全国協議会（全Aネット）
一般企業に就労することが困難な障害者が、最低賃金など労働法の適用を受け働く場が就労継続支援A型事業所（障害者総合支援法）。2018年1月現在で約6.9万人が利用している。現行制度では、障害福祉サービス等報酬は職員の人工費、施設運営費などに充てられ、利用者の賃金に充てることはできない。利用者の賃金は事業の利益から充てられる。16年度の平均工賃（賃金）月額は7万720円。

このA型事業所の質の向上と障害者のエンパワーメントを目指そうと、全国A型事業所有志が15年2月、就労継続支援A型事業所全国協議会を結成。社会福祉法人進和学園(平塚市)の久保寺一男統括施設長が理事長に就任した。18年4月現在で230事業所が加盟し、調査や提言などを行っている。

支え合いの 現場から

視察団は、藤末健三参院議員（国民の声）を団長に、国會議員6人、久保寺理事長ら全Aネット役員、日本財団職員ら計17人で組織。1月14日から21日にかけオランダ、ドイツを視察した。報告会後半は、視察団メンバーの藤末参院議員、穴見陽一衆院議員（自民）、里見隆治参院議員（公明）、久保寺理事長、岩田克彦・全Aネット顧問（上）地域包括ケアの行方

海外の動向から障害者への就労支援を考えようと、NPO法人「就労継続支援A型事業所全国協議会」（全Aネット）、久保寺一男理事長）と日本財団は4月27日、「オランダ、ドイツ障害者就労視察団」報告会を衆議院第1議員会館で開いた。国会議員、福祉関係者ら約120人が参加した報告会では、視察報告に続いて、視察団参加の国会議員、全Aネット役員らによるパネルディスカッションが行われ、ソーシャルファーム（社会包摂企業）の制度化など、包括的な制度改革を超党派で取り組む必要性が強く指摘された。（熊谷 和夫）

「障害者」範囲も課題

省庁またぐ制度改革を



◆薬物中毒者も
討論で最大の課題となつたのは、就労支援の対象となる障害者との範囲の問題だ。
藤末議員は「オランダ、ドイツとも、障害者のみならず、薬物中毒者、刑務所出所者らまで

包括的にみている」と指摘。甲見議員も「障害者の範囲をどうとらえるかが日本と欧州の最大の違いだ。雇用においては、その人それぞれの就労能力を丁寧に評価していた」と語った。穴見議員も「日本はまだ障害者手帳を持った人への対応に終始している。就労の困難性に対してもうサポートするか、今までとは違った枠組みで対応できるようにならなくてはならない。大きな包摶をした就労支援へ大きくかじを切つて行かなければならない」と語った。

持つて事業をしている」と高く評価した。

日本でのソーシャルファームの可能性について久保寺理事長は「例えば、就労継続支援A型事業所へのサービス等報酬を、事業に対する補助という考え方にして一體的な会計にすれば、A型事業所もソーシャルファームにかなり近づけるのではないか」と指摘した。ただ、里見議員は「経済活動、企業活動の延長線上で障害者雇用を取り入れるという事業者がいっぽい出で来ないと難しい。そうした中から、ソーシャルファームの取り組みも浮かび上がってくるのは」と分析した。

具体的な制度で選ばれたのは、ソーシャルファームの活用だ。穴見議員は「普通に働く人、障害者をサポートする人、障害者らが一体となって事業をし、競争の中で生き抜いている。経営者は福祉の社会的使命も踏まえながら経営戦略を

今後の行政、立法課題については、藤末議員が「行政は労働、福祉、経済の担当部局がもつと深く連携すべきだ。また、オランダ、ドイツは経済界と対話し合意を作っている。経済界へのアプローチも重要」と指摘。里見議員は「生活困窮者自立支援法の就労支援を拡大させることで、技術的にも社会的な理解の点でも重要な」と提言した。穴見議員は「包括的な就労支援は、省庁による法整備も視野に検討を進めていきたい」と意欲を語った。